

令和2年 第11回 定例教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和2年8月20日（木）午後3時10分～午後5時1分
- 2 開催場所 豊見城市役所 4階 庁議室
- 3 出席者
[委員]
教育長 教育委員3名

[事務局]
教育部長 教育総務課長、学校教育課長 学校施設課長
生涯学習振興課長 文化課長 学校教育課参事 教育総務課総務班長
学校給食センター所長 文化課文化班長
- 4 欠席者 教育委員1名
- 5 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 6 議題及び議事の概要 次のとおり
- 7 議決事項
 - ・ 豊見城市指定有形文化財の諮問について
 - ・ 豊見城市立学校給食センターの運営に関する規程の一部を改正する訓令について
 - ・ 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
 - ・ 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について
 - ・ 令和2年度豊見城市育英会特別会計補正予算（第1号）について
 - ・ 令和2年豊見城市一般会計補正予算（第3号）について
 - ・ 令和2年豊見城市一般会計補正予算（第4号）について
 - ・ 豊見城市市史編集委員の委嘱について
 - ・ 伊良波小学校校舎増築（建築工事）の工事請負変更契約について
 - ・ 令和2年度入学準備金及び次年度以降の育英会奨学金について
- 8 教育長又は会議において必要と認める事項

第11回定例教育委員会 議事録

<p>教育長</p>	<p>これより第11回定例教育委員会を開催します。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に安里委員を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>日程第2 会期日程ですが、1日としたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは会期日程を1日とします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>日程第3の議題に入ります。教育長の業務報告にまいります。私の業務報告書が皆さんのほうにあると思います。その中で、読み上げて説明をしたいと思います。</p> <p>7月30日、臨時校長会が保健センターで行われております。学校の休校についての話し合いをしております。</p> <p>8月3日、第10回公判、これはいじめ問題の裁判、ラウンドテーブルです。</p> <p>8月6日、市体育協会の四役会、私のほうが副会長となっているものですから、その会合に参加しまして、体協の決算や予算の活用等についての報告を受けております。</p> <p>8月12日、豊見城中学校改築工事に伴う連絡会議に参加をしております。校長先生を初め、教頭先生、そしてクラブの担当教諭を含めて、いろいろな要望事項等がありました。</p> <p>8月13日、同じく臨時校長会が開かれています。これは、県独自の非常事態宣言が出されましたので、それに伴っての休校の議論をしております。とりあえず、その休校の期間を定めてその辺の回答に応じて実施していくということでの確認が行われております。当初は、この13日の会合の中では、withコロナということがあるので、一緒にwithコロナの方針で開けていくことも検討しようではないかということでも話し合いをしたのですが、そのときは学校長のほうから、特に中学校の3年生の授業開始を早めたいという申出をいたしましたところ、今の段階では厳しいということでの内容がありまして、一応休校ということにしています。</p> <p>8月18日、令和2年度第1回豊見城市教育支援委員会委嘱状交付式、これは就学指導委員会です。就学指導委員会の子供たちの望ましい就学先を決めるために、行動観察、知能検査、そして子供の状況を踏まえ</p>

	<p>して、望ましい就学先を決めていくという内容での会議です。第1回目でしたので、私のほうで委嘱状を交付しています。幼稚園が73名、そして小学校、中学校、幼稚園も合わせて全体で250名。非常に大人数となっていて、もう本当に先生たちには迷惑をかけるなと思いつつも、お願いをしてきたところです。以上が私の業務報告です。</p> <p>日程第4 議案第21号 豊見城市指定有形文化財の諮問についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
文化課長	<p>文化課長から説明いたします。よろしくをお願いします。</p> <p>議案第21号、次の議案第22号についても、豊見城市指定有形文化財の諮問についてということになっております。まず、指定の手順について説明します。市の指定文化財として指定するには、豊見城市文化財保護条例第4条第3項により、教育委員会は文化財保護審議会へ諮問しなければならないとなっております。今回、市指定文化財として指定することが望ましいと思われる重要な資料2件を文化財保護審議会へ諮問するに当たり、それぞれ1件ずつを議案として上程しています。文化財保護審議会のほうは、諮問を受けて、文化財の保存及び活用等に関する事項について調査、審議し、教育委員会に建議します。建議を受けた後、市の指定文化財として指定するかどうかを教育委員会で審議することになります。手順は以上となります。</p> <p>議案第21号のほうから説明したいと思います。議案第21号 豊見城市指定有形文化財の諮問についてとなっております。提案理由のほうは後ほど説明するとしまして、2ページ目をご覧ください。2ページ目のほうが指定の申請書となっております。所有者が教育委員会ですので、教育委員会からの申請となっております。</p> <p>続きまして3ページ、今回、指定していただきたい文化財の名称及び員数ですけれども、有形文化財（考古資料）、高嶺古島遺跡より出土、土製品1員となっております。所在地、所有者、管理者は教育委員会となっております。6の寸法等についてですが、寸法が残存長4.4センチ、残存幅2.6センチ、残存高2.7センチ、重量が35.5キロ。材質は土。土の成分等は未鑑定となっております。製作年代のほうはグスク時代（14世紀から15世紀）。作者のほうは不明となっております。由来、沿革について、提案理由とかぶりますので、提案理由のほうで説明したいと思います。</p> <p>当該資料は1988年に行った老人保健施設建設に伴う「高嶺古島遺跡」緊急発掘調査時に出土した土製品で、首の立ち上がりとなたてがみから馬をかたどり土で製作された「土馬」と見ることができる。土馬は本土においては平安時代より出土し、祭祀等で使用されたものと言われ、その</p>

	<p>ほとんどが意図的に壊された状態で出土する。当該資料も同様に大部分は欠損しており呪術的に破壊されているものと思われます。県内で類似する土製品は近世から近代にかけての遺物であるため、表採、攪乱層からの出土が多く年代の判定が困難であるが、当該資料は唯一グスク時代の層から出土している貴重な資料であります。土馬は本土では破損した製品が多く、呪術的な使用用途があったと見られ、当該資料も呪術的要素が見られる重要な資料であります。また、県内でも唯一の資料であると思われる重要な資料であるので、市指定文化財として指定することが望ましいものである。よって、「豊見城市文化財保護条例」第4条第3項に基づき議案を提出しております。</p> <p>すみません、先に見せればよかったのですが、4ページのほうに写真があるのですが、これが高嶺古島遺跡から出土した土製品で土馬とい〇〇というもので、これは一部となっております。</p> <p>7ページ目のほうに図があるのですが、真ん中の左、3番のほうが今回指定していただきたいという土馬の部分となっております、これは破壊されたものが、残っているのが、こういったものが出てきましたということですが、右の上の馬みたいな形がありますけれども、それが松江市で出土した馬のあれがあるのですが、これと似たようなものが豊見城でも出てきたということでもあります。以上で説明は終わります。</p>
教育長	すみません、課長、もう少し分かりやすく説明をしていただければ大変助かるので、繰り返しになりますが、文化財としての意義とか価値とかを含めて、簡潔に、もう一度お願いしていいですか。
文化課長	これ、県内では、唯一グスク時代から出土している土製品ということで、この土馬も県内では唯一の資料ということで、重要な資料であるとい〇〇うことで、指定していただきたいということです。
教育長	説明ありがとうございました。 議案第21号 豊見城市指定有形文化財の諮問について、質問がありましたら委員の皆さん挙手をお願いしたいと思います。どうぞ、2番委員。
2番委員	お願いします。今、説明してもらったのですが、4ページの写真を見て、何でこれが土馬か、これはあれですか、幾つかのかけらみたいなものがあるのですか。この2つの写真を見て、何でこれが土馬なのですか。
文化課文化班長	実物が今こちらにあります。あとでお返ししますが、これは実際、発掘調査をしたときにはばらばらに出てきているのです。それを一つ一つ、一個ずつくっつけてこのような形になっておりまして、文章にはありましたが、こういう形になります、実際は。これがたてがみの方向になりますので、これを本土では疫病神が乗ってくるということで、土馬を、

	<p>祭祀とかそういったときには割って、厄を払うという形でやられているのですが、それも同じようなものだという事だと思います。だから、この割れた状態が出てきているのですが、これが県内では多分これ1点だと思います。ですから、重責な意味が含まれて割れて出土してきたということで、今、こうしてくっつけております。あと、全体の形はないのですが、これが先ほど会長のほうから説明がありました、松江市のものと同じような形になるだろうということです。</p>
文化課長	<p>今あるのは、これは頭から胴部分にかけての箇所と思われる。全体はそろっていないんですけども。</p>
文化課文化班長	<p>これはたてがみです。</p>
2番委員	<p>はい、分かりました。</p>
教育長	<p>ほかに質問はありますか。どうぞ、遠慮なく。</p>
4番委員	<p>それ以外にも、この遺跡はなかったのですか。これだけ今、桜山荘近くのほうの土地から出た……。</p>
文化課長	<p>いろいろ出たのは出ているんですけど。</p>
文化課文化班長	<p>よろしいでしょうか。 これ以外にも中国産陶磁器とかいろいろなものが出てきてはいるのですが、中国産陶磁器は市内のほうに出てきております。土馬のほうだけは市内でも初めて、県内でも多分唯一これだけだろうと思われるものです。高嶺古島遺跡から陶磁器や土器、鉄製品とか石器とかもろもろ出ております。</p>
4番委員	<p>大交易時代。</p>
文化課文化班長	<p>はい、十四、五世紀ぐらいになります。</p>
4番委員	<p>いろいろな遺跡が発掘されているはずですが、これは見ても土馬なのかなと思ったりもするんですけども、間違いないということだから、大変貴重な文化財になるのではないかと思います。</p>
教育長	<p>4番委員、よろしいですか。ほかに。 ほかに質問がなければ進めたいと思いますが、いいですか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>進めたいと思います。 それでは、議案第21号 豊見城市指定有形文化財の諮問について、提案どおり決定したいと思いますよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。 日程第5 議案第22号 豊見城市指定有形文化財の諮問についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>

文化課長	<p>今度は議案第22号ですね。豊見城市指定有形文化財の諮問についてということです。こちらも2ページ目のほうに申請書がついております。3ページ目のほうに……、その前に5ページを見てもらったほうがいいですかね。図示がありますが骨製品で、ジュゴンの肋骨を利用して弓状の形をしたものが発掘されております。今回はこれについて諮問したいと思ひまして提案しています。</p> <p>3ページ目に戻って、名称及び員数ですね。有形文化財（考古資料）。これは儀保アガリヌ御嶽から出土した骨製品となっております。所在地、所有者、管理者は教育委員会です。6番の寸法、残存長が21.3センチ、幅が1.8センチ、厚さが1.3センチ、重量が44.7グラム。材質はジュゴンの肋骨となっております。これの製作年代もグスク時代、14から15世紀。作成者のほうは不明となっております。</p> <p>議案に戻りまして提案理由のほうです。当該資料は2001年に行った宜保土地区画整理事業に伴うアガリヌ御嶽緊急発掘調査時に出土した骨製品であります。ジュゴンの肋骨を利用しており、その形状は弓状を呈し、中央部分に小孔が穿かれています。弓としての機能を有するかは不明ですが、形態的に弓に類似することから弓状製品とも称します。資料を改めて観察すると残存する端部に弦をかける切込みらしき部分が見受けられたことから、弓としての機能を有していたことも一つの可能性として提示しておきます。県内で、類似資料として今帰仁城址、勝連城址等でも出土しています。豊見城市でジュゴンの肋骨を利用した骨製品の出土は当該資料のみであります。今後、豊見城市の考古学及び民俗学的にも重要な資料と思われることから、市指定文化財として指定することが望ましいものであると思われる。よって、豊見城市文化財保護条例第4条第3項に基づき、次の及びというのは、すみません、削除になりますね。基づき、上記の議案を提出するということです。以上であります。よろしくお願ひします。</p>
教育長	<p>ただいま説明が終わりましたがけれども、この議案の説明に対しまして、質問のある委員がいましたら挙手でお願ひしたいと思ひます。</p> <p>私から単純な質問。何でこれがジュゴンの骨だと分かったのですか。これを教えてほしい。</p>
文化課文化班長	<p>琉大の川島先生、今はお亡くなりになっているのですが、専門の先生がいらっしやいまして、その先生に鑑定していただきました。</p>
教育長	<p>分かりました。2番委員、どうぞ。</p>
2番委員	<p>この冊子、アガリヌ御嶽の冊子のページが、カラー版だと思ひますけれども、右両端が弓。</p>

文化課長	これ、物は一つです。右側から写したとか、上から写したとか、左から写したという撮り方になっています。物は一つです。
2番委員	じゃあ真ん中も同じ弓として使われていた。
文化課文化班長	真ん中の物は上から写しています。 実物がこちらになります。この状態で写した状態です。これをこう返して、こう返しています。
2番委員	分かりました。
4番委員	これだけですか。ほかにも肋骨が。
文化課文化班長	いや、これ1点だけです。ジュゴンとしてもこれ1点だけです。市内でジュゴンとして出ているのもこの1点だけです。御嶽なので重責なものもあるかなという。弓状になっておまして、先ほども提案理由にあったのですが、こっちに切り込みらしいものが、最近やっぱり確認したらありますので、弓で何か祭り、そういった行事のときに、弓としての機能はあまりないと思うのですが、そういった方法的にやるものではないかと考えておりますが、今、いろいろと調べている方がいて、その方々から今後意見をいただきたいと思っています。今調べている方に見ていただいて、こっちの切り込みが気になるなど。可能性としては弓としてもあげていいのではないかと思います。
教育長	進めてよろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
4番委員	すみません、今、ちょっと今帰仁城址とか勝連城址にも、本体同じような感じのもので真ん中に穴が空いて、弓として使われている、同じ…
文化課文化班長	弓としてというか、弓の可能性として挙げられています。形としてはほぼ一緒です。
教育長	4番委員、よろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、議案第22号 豊見城市指定有形文化財の諮問について、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	続いて、日程第6 議案第23号 豊見城市立学校給食センターの運営に関する規程の一部を改正する訓令についてであります。事務局より説明をお願いします。
学校教育課長	議案第23号 豊見城市立学校給食センターの運営に関する規程の部を改正する訓令について、学校教育課長から説明したいと思います。よろしくお願ひいたします。

	<p>提案理由、本市の学校給食において、国が示した「必要な栄養量、内容及び適切な実施について維持されることが望ましい基準（学校給食摂取基準）」に届いていない現状を改善することを目的に、栄養価が充足される給食費と現在の給食費との差額を保護者に対し支援を行う「学校給食費保護者支援事業」を令和2年より開始しているが、本事業は保護者を対象としていることから、支援の対象とならない教職員及び給食センター職員について、給食費の改定を行います。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、市内の小中学校で3月に行いました臨時休校の期間中の給食費の返還や食材のキャンセルに伴う補填については、国が創設した学校臨時休業対策費補助金の対象となることから、それに対応する所要の改正を行う内容となっております。</p> <p>3ページをご覧ください。現在、毎月、小学校におきましては4,000円、中学校におきましては4,500円の給食費を徴収しておりますけれども、あくまでも児童生徒が学校で食している給食費を払う保護者に対するの支援となっております。学校給食費につきましては、児童生徒のほかに、学校の教職員、学校の給食センターの職員も同様な献立を食してあります。これまでは、小学校の教職員は、小学校の月額4,000円、中学校につきましては4,500円、給食センターにつきましても4,500円の毎月の給食費を徴収しておりましたけれども、今回、支援費を行いまして、給食の献立を改善しております、ご飯の提供の内容を工夫したり、デザート回数を増やしたりしている献立の内容に対応した給食費になっております。コロナ禍で4月、5月に学校給食が提供されなかったことから、7月から本格的に学校給食を提供しております。7月以降の給食費に対応した給食費を、9月から徴収するに当たって、月額を定めております。小学校につきましては、9月以降来年の2月まで5,000円、中学校、給食センターにつきましては、9月のみ5,900円で、10月から2月までを5,700円としております。</p> <p>また次の、国からの補助金を受けるための科目の改正ですけれども、下の歳入の2款1項1目の1節、2節を新たに創設しております。市補助金、その他補助金の科目を追加で改正して、補助金等を受け入れる項目を設定している内容となっております。これらの説明につきましては、8ページからの新旧対照表で分かりやすく説明しております。すみません、そちらから説明すればよかったのですが、そういう内容となっております。以上です。</p>
教育長	分かりやすく、簡潔に説明すると。
学校教育課長	すみません、では8ページですけれども、現在、小学校の給食費が4,000

	円、年額でいきますと4万4,000円ですけれども、今回の改正について、給食の献立を改善した際の給食費が、年間5万円となります。中学校も同様に5万6,900円という年額になります。その差額分を埋めるために、9月以降の給食費の徴収額を変更した際には、小学校が9月から5,000円という金額、中学校と給食センターにつきましては、9月が5,900円、10月から2月までが5,700円という金額になっている状況でございます。
教育長	これは今、学校の職員の話ですよ。
学校教育課長	はい。
教育長	これを先に説明しておかないと、ちょっと誤解を生むので、学校生徒から徴収するのではなくて、関係職員……。
学校教育課長	関係職員と給食センター職員の給食費の改正でございます。
教育長	一般会計から給食会計に……。
学校教育課長	は、保護者のための支援の……。
教育長	支援がある。
学校教育課長	あります。
教育長	あって、給食を充実させたので、関係職員はこの対象外になるので、この実費は出ますよという話ね。
学校教育課長	はい、内容となっております。
教育長	質問はありますか。どうぞ、2番委員。
2番委員	給食費の無料化の話が聞こえる中で、 どうということかな と思ったら、これは職員のことなんだね、理解できなかった。
4番委員	豊見城だけがこれだけ徴収するのですか。職員とか、給食センターの職員。
学校教育課長	いや、ほかの市町村も、教職員皆さんが給食をとられてはいなくて、弁当の方もいらっしゃるんですね。給食をとられている方は、給食費をお支払いしていると思います。
4番委員	4,500円、小学校4,000円のとかが昔はあったのですが、大分上がるね。
学校教育課長	そうですね。
4番委員	分かりました。
教育長	誤解がないように、学校の児童生徒は幾らかを説明したほうがいいよ。
学校教育課長	学校の児童生徒につきましては、小学校が現行月額4,000円、中学校につきましては4,500円になっています。
教育長	はい、これは理解できます。 進めてよろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)

教育長	<p>それでは、議案第23号 豊見城市立学校給食センターの運営に関する規程の一部を改正する訓令について、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。 それでは次に、議案第24号及び議案第25号、関連しますので両議案について説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>担当課の生涯学習振興課長より説明いたします。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第24号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第25号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則について、関連しますので、合わせて説明いたします。</p> <p>提案理由は、与根体育施設設置地において、土地区画整理事業の施行に伴って、土地利用の変更を行うため、条例を廃止する必要があります。これが本案を提案する理由であります。</p> <p>内容につきましては、議案第24号の4ページ目をお開きください。この条例の中で、第2条で名称及び位置というのがあります。名称が豊見城市立与根体育施設、位置については豊見城市字与根50番地の31。第3条で、体育施設にサッカー場を置くというふうになっております。こちらにつきましては、先ほど報告第4号のほうで話し合われた内容でございます。その中で、その場所につきましては、ご存じのように、先ほど航空写真がありましたけれども、それを見ていただければ分かりますけれども、豊見城中央病院が移動した友愛医療センターに隣接する場所になります。</p> <p>端折って説明いたしますと、これまでは、その土地について、サッカー場と野球場がありました。使用されてきたのですが、平成23年度以降は市の総合計画上で土地利用計画等が策定されていて、平成29年度に与根西部整備地区土地区画整理事業が認可されたことに伴いまして、その区画整理事業の計画に基づき事業が進められているところであります。そして、平成30年度には与根体育施設のうち、野球場について廃止されており、その事業の進捗に合わせて、今回サッカー場につきましても廃止するという内容になっております。この与根サッカー場につきましては、先ほど来お話があります豊見城中学校サッカー部の、改築事業に伴う部活動の場として利用されていることはもちろんでありますけれども、その前に、小学生から中学生、高校生、一般の団体等につきましては</p>

	も、年間を通して利用されている場所です。ナイターもつきますので、夜間、また休日にも利用されているところですよ。担当課としましては、やはり当然、豊中の部活動のほうが大事だと思います。それと併せて、市内にはサッカー場がこの場所以外にないので、専用のサッカー場がないので、その代替施設につきましては検討するのが大事だと思いますので、それも検討しているというところでありまして。以上です。
教育長	ただいま提案がありましたけれども、質問がありましたら、委員の皆さんは挙手をお願いします。1番委員、どうぞ。
1番委員	今、検討ということがありましたけれども、これ条例の廃止ということで、今、議決してよろしいですかの問題ではないんですよ。これに賛成してなくしますよという、要は執り合う場所として考えていいのか。会議をする場所は今決められるのですか。簡単に言えば。
生涯学習振興課長	教育委員会のほうで、教育委員会の意向を決めて、その後、その内容で決まりましたら、あとは議会のほうで提案していくという形になると思います。それで3月……、ごめんなさい、報告が遅れました。今年の2月18日に定例教育委員会のほうで、同じ議案を出させていただいて、そこで承認を1回いただいて、それを基に3月議会のほうで提案しているところですよ。それから6月議会と7月議会に否決されたところがございます。
教育長	ほかに何かありますか。2番委員、どうぞ。
2番委員	この条例を廃止したらどうなるかという、サッカー場がなくなるという。今使っている与根のサッカー場が使えなくなる。それに代わるサッカー場としては、グラウンドは使えるわけですよ。
教育長	私のほうが答えましょうね。グラウンドは使えますけれども、グラウンドは週3日をお願いしたいんですよ。ただし、2日が男子、1日が女子です。ですから、廃止されれば行き場はなくなります。これははっきり、私は説明しております。行き場はなくなります。
2番委員	行き場がなくなる。
教育長	はい。
2番委員	学校、豊中のグラウンドもやがて完成ということですよ。
教育長	豊中のグラウンドは令和4年の8月です。
4番委員	今工事をしているところの完成はいつですか。
教育長	ですから今工事しているのが……。
教育部長	工事自体は学校ですから。
4番委員	こっち側、運動場、こっち側の。昨日見たんだけど。
教育長	11月なんですよ。

4 番委員	今年の11月だよね。
教育部長	12月です。12月の中旬以降は使えるようにということですが、運動場全体ではないんですね。3分の1ぐらいということです。
4 番委員	昨日見たら、全部ではないのは……。3分の1について、工事のほうは12月には完成する予定であると。それはもう大体そのとおりに進捗していきそうという見通しでしょう。
教育部長	今、それに向けて努力はしています。ただ、工事現場は生き物なので、約束はなかなかできないと思います。
4 番委員	となると、その3分の1を使って練習ができないことはないわけですね。
教育部長	やろうと思ったらできます。ただし、部活はサッカー部だけではございませんので、いろいろなプログラムを組みながら使っていくということになると思います。
教育長	今、サッカーの男子、サッカーの女子、野球の男子、野球は瀬長島のものを使わせていますよ。バスで運行していますよ。
教育部長	教育長、事務方、業務を進めている内容、まだ生涯学習振興課長から報告されない部分があるのですが、発言してよろしいですか。
教育長	どういう。
教育部長	事務方がやっている作業。流れだけです。
教育長	流れだけね、はい、どうぞ。
教育部長	先ほど、教育長が言ったように、条例を廃止すればサッカー場としての機能がなくなります。そういったものも含めまして、今言ったような、3分の1しか空かない。そういったこともあるということで、陸上競技場を週3日ぐらいは使えるようにということで段取りはしました。ただ事務方としてはやはりそれだけでは心配なので、陸上競技場が使えなくなってもサッカーの練習を休まないでいいようにできるようにという検討をしているということなんですね。
教育長	1 番委員、どうぞ。
1 番委員	僕としてはそこら辺なんです。要は、できる環境がないのに廃止してしまうと、できる場所を失うのが、この場で発言することではないのかなと、僕は思ったりしています。やっぱり、子供の教育ですから、やってあげる環境を整えてあげるというか、そこら辺を優先的に、僕はちょっと思いが強くて、先ほどの市長、副市長の……。普段はあまりしゃべらないんですけどね。そういうことで懸念されることがあってですね。丁寧に、慎重に考えていられるのかなという確認をしたくて。
4 番委員	頭の中が混乱しているのですが、前回の会議の中では、教育長は条例

	<p>を廃止することは考えていないという、要するにメモしたように記憶はしているんですけども、今回の場合は条例を廃止する必要があるとまた出てきたのですが、その辺はよく理解できていませんので、説明のほうをお願いしたいと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>実は、この区画整理事業を最初に立ち上げた担当部長です、私が。区画整理事業をするために、アドバイザー会議等も進めて、区画整理を進めるということを決めました。そのための部長で、私が先頭に立って区画整理事業を進めてきた経緯があります。そういう迷いもあって、私は3月議会……、すみません、まず2月の定例教育委員会の議決については賛成しました。3月の議会、そして6月の議会、そして7月の臨時議会においては、私は答弁を控えてきました。答弁をできるだけしない。それは、私自身も非常に迷いがあって、進めてきた担当部長が手のひらを返したようにそういうことはできないだろうというのが私の考えだったんですよ。それを踏まえまして、先ほど言いましたように3月、6月、7月の3回、議案が議会に提出された。その議会の内容を聞いていると、短期的には豊中の子供たちの行き場がなくなるなという思いです。できるだけ陸上競技場を使わせるということで、みんな、いろいろと調整をしてくれました。それで、3日間は使えるようにということで、できるだけそこを使わせるのですが、短期的に見ても、子供たちの場所の確保が厳しいというのがまず1点目です。2点目が長期的な視点です。長期的な視点では、実は長嶺城公園は、今度はやっているんです。長嶺城公園というのをつくる予定です。そこにサッカーの専用施設を、多目的施設として整備する計画があります。ところが、この完成は令和9年の3月なのです。令和9年3月というと、丸っきり行き場が遠くなっている現状があって、この長嶺城公園は、今動いていません。ほとんど見直しの最中で、事業的にも進んでいないという現状があって動いていないんですよ。ですから、担当部長は令和9年の3月と言っているけれども、本当に令和9年3月で終わることさえ不明な状況です。ですから、長期的、短期的な観点から、子供たちの行き場を明確に確保するということが、厳しい状況があるので、私は7月の定例教育委員会が終わった段階で、教育委員会として活用する方向と検討したいということを申し入れました。議案として出すというのは、市長が議案として出したいという申出があるので、私はそれを議論もしない、提案もしないで、委員の皆さんに説明もしないでこの議案を出すことについて、出さないことについて、私自身は、それは私がやるべきことではない。だからしっかりと提案して、この場で議論をしていくことが私のあるべき姿かなという思</p>

	いがありまして、そういう提案をさせていただきました。以上です。
4番委員	令和9年完成というのと、とてもじゃないが、それはあり得ないなと思うし、その前に令和4年にグラウンドが完成するという話も聞きましたけれども、私、メモしただけで咀嚼はしていなかったのですが、前回の話では教育委員の意見は要らない、聞く必要はないという話をしていましたので、メモしてあるもんだから。何でまた今日この場で議題に乗せたのかなど。文書をもらった時点から。だからその辺の、先ほど2番委員のほうで、事務局間の調整というのがどうしても必要だろうなと思われるし、併せてこの委員会必携を二、三日前に読んだら、この資料等は、やはり事前に配付をしてもらったら、僕らはじっくり目を通せるんだけど、今回みたいに出されると、全然考える時間もないままに……。
教育長	送らなかったの？
教育総務課総務班長	今回、同意案があったので、今回は送っておりません。
教育長	いやいや、これはまずいよ。
4番委員	事前に配付してと書いてあるものですから。
教育長	はい、そのとおりです。
4番委員	実際、目を通す時間が欲しいので、やっぱり数日前までにはお届けできたら、目を通してできるんだけど。
教育長	いやいや、同意案があっても議案は送らないとだめだよ。今まで送っているのに。 すみません、これはもうおわびします。申し訳ありません。
4番委員	まずこの辺は、前回も教育長がこの件はもう終わったと理解をしていました。これまた今回乗っているものだから、よほど重要な話が今日あるんだろうと思って。逆に前回で知っていたので、再生医療について勉強をする時間があつたので、今、我々の中でこの話も、意見も言ったのですが、できたらこの辺の廃止、今回また条例を廃止する必要があるという提案ですので、この辺の前後があまり理解できていない部分が私自身あつて、やはり新米だなと思ったんだけど、老婆心ながらそれも感じました。
教育長	失礼しました。この遅れがあつたのは、私たちのミスです。深くおわびします。申し訳ありませんでした。
2番委員	じゃあこの条例の廃止に賛成か、反対かについてまとめるのもありますか。
教育長	すみません、私の話をいいですか。
4番委員	どうぞ。
教育長	教育委員会というのは合議制です。私はこれまで、一人の反対者がい

	<p>でも議決はしないということを、常々、聞いたことはないかもしれない、2番委員には、皆さん一人の反対者がいても議決はしない。だから、全員同意するまで毎月でも話し合いをしましょうというのが、実は私のこれまでの対応です。ですから、もし委員の皆さんが、私はそうでありたいと思っているので、委員の皆さんが合意をしてくれれば、私としては毎月でも確認をしながら、あるいは進めながら、議論をしながら、行くということについては、ぜひそういうふうにご理解をしていただければ、大変助かります。</p>
1番委員	<p>条例を廃止したら、現状、サッカー場があるんですけど、いつまで使えるんですか。</p>
生涯学習振興課長	<p>今現在のところ、こちらで組合というのがありまして、その組合のほうで区画整理がされております。条例が廃止された後につきましては、当然、今のような料金を取りながらの形態のものはできなくなります。ただし、市の財産でありますので、使える間はどうか、できるだけ長い期間使わせてもらおうということで、施行する組合とは調整しているところであります。</p>
教育長	<p>私のほうで説明しましょうね。先ほどもお話ししたけれども、私はこの事業を進めてきた人間です。組合の区画整理事業に支障があってはならないという思いがあります。ですから、早目に調整して、支障を出さないように努力をするというのが、私のスタンスです。ですから、先ほど申しましたように、それをしっかりやるためには、時間も要るなという思いはあります。ですから、今申したように、廃止して、廃止されれば、当然体育館、体育施設ではなくなります。再生医療報関連の話もありましたように、今後の事業展開として進められていくということになるので、それがいつ使えるかどうかについては、この売却先、あるいはその人たちがどういう対応をするかによっても違うだろうし、また可決されるのかどうか。今まで議会は反対してきたんですね。ですから否決されているので、その条例を最後出すのか。今、教育委員会に事前にかけるというのは、必携の中を確認したら分かると思いますが、市長は、教育委員会関連に議案を出すときには、教育委員会の承認を得る必要があるんです。これが、今日の会議の確認なのです。そういう趣旨で動いているということでご理解をお願いします。</p> <p>2番委員、どうぞ。</p>
2番委員	<p>私の意見としては、今使っているサッカー場は、非常に敷地としては、友愛センターの近くでもあるし、何ていうのかな、医療再生センターみたいな施設が好ましいのかなと、将来的に。問題は、子供たちのサッカ</p>

	<p>一場はどこでやるかということですがけれども、この辺ももう少し精査すべき、検討していけばいいのかなと。先ほど部長初めみんなが説明していた与根の施設は、再生医療センター施設として、非常に将来有望なところではないのかなという気がします。特に、今、沖縄県内では雇用が少ない、いろいろな高専の子供たち、卒業した子供たちの雇用がない場所で、こういう再生医療センターがつくられると、こういう場で雇用が増えるのではないかと、将来を考えたなら、こういう方面から考えたなら、国の医療施設のほうがいいのかなとは思いますが、今いるサッカーをしている子供たちはどうなるのかということをもっと深く考えていけば、方向性は見えるのではないかなと思っていますが、私としては。以上です。</p> <p>これ、条例を撤廃しないことには、話が進まんわけですよ。</p>
教育長	土地が売れなくなります。
2番委員	ですよ。ですから条例を撤廃しないことには、再生医療センター施設はつukれないわけですよ。
4番委員	確認です。今、教育委員会は条例を撤廃したいということなんでしょう？
教育長	私としては、議案を提案するために議論をするということになりますので、その議論を、議論の中で、先ほど言いましたように、私としては前回話をしたように、サッカー場として活用する道を選択したいという思いがありますが、しかし、何せ、議案が出るということが前提になるものですから、じゃあ教育委員会としてどうするのかということをしつかり議論をするという場をつくる。
4番委員	要はみんなの意見を聞きたいということですか。
教育長	そうです。
4番委員	決を取るんじゃないか？ そういう意味じゃない？
教育長	これは決を取るようになります。最終的には。しかし、先ほど言ったのは、これまで教育委員会は一人の反対者がいても議決したことはありません。最後までみんなで議論をして、議論のためのことを進めていく。いわゆる必携をご覧になるとすぐ分かるのですが、教育委員会は基本としているのが、レイマンコントロール、合議制ということが基本であります。ですから私のほうは、全員賛成をいただけるまでは、できれば議論を続けていきたいというふうに考えています。
4番委員	すみません、私、前回の記録が、メモがあるんですけども、多目的施設をしっかりと使っていきたくと教育長は言っていたのですが、その話はもうないのかなと思ってたところ、条例を廃止する必要があると書

	<p>いているものですか、何かよく分からないというか。だからまた、ご意見を集約するための議題というふうに捉えたらいいですか。</p>
教育長	<p>具体的に言うと、市長は議案を出したいという申入れがあるわけです。</p>
4番委員	<p>この教育委員会の会議の中で？</p>
教育長	<p>廃止をして、廃止する議案を提出したいというのが趣旨です。そうしたら、そういう趣旨に基づいて教育委員会は議案を出す場合には、教育委員会で議決する必要があるんですよ。</p>
2番委員	<p>私は理解できないさ。</p>
教育長	<p>地行法の第29条の中に「議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見を聞かなければならない」。地方公共団体の長は、今言いましたように、教育委員会の意見を聞かなければならない。第29条にそういう規定があるんですね。ですから、教育委員会の議決が必要になるわけです。</p>
教育総務課長	<p>与根の体育施設というのは、教育機関になります。教育機関とは何かというと、一つは法律で公民館を置くというようなものと、あと条例でもってつくられて、今回は条例によるその他の教育機関ということになります。教育委員会の権能というのは、地教行法の第21条に列記されています。その中で、教育機関を設置し廃止する行為は、教育委員会の権限になっています。ただ今回、一義的には、じゃあこれを決めるのはどこかということになってきます。基本的には教育委員会の合議制を取っております。今回、この会議で決めるということになりますが、一部事務によっては、教育長が専決、要するに教育長で決めることができる、指定をして決める事項があります。今回の議案に関しては、委員会に諮って、今回廃止する、教育機関を廃止することが適当であると判断する、もしかしたらしないということが、委員会の中で設定する必要があるということ、先ほど教育総務会議の中でも、市長のご意向とところが示されたところでありますけれども、こういった事案を上げたいよという協議は出されてきているので、今回、3会議、否決をされたのですが、今回改めて、教育委員会としてこの議案を廃止するべきかどうか、その施設自体を廃止するべきかどうかについては、委員会で諮る必要があるという意味であります。</p>
4番委員	<p>はい、分かりました。</p>
1番委員	<p>課長に質問をしていいですか。</p>
教育長	<p>1番委員、どうぞ。</p>
1番委員	<p>ほかに場所ないんでしょうか。単純な話。総合グラウンドと、その他にという場所ですね。検討とかされていますか。</p>

生涯学習振興課長	はい。今、常時検討には入っています。先ほどもありましたけれども、豊中の練習する場所は大事でありますので、例えば、条例が廃止された後にも、ここがいつものように使えるのかということも議論しながら、その間にも代替施設の整備についてもできないかというふうに検討しておりますけれども、やはりこういう大きな土地になりますので、今の都市公園の中とか、いろいろな。
1 番委員	美らSUNビーチの芝生とか。
4 番委員	例えば、上田小学校の北側の授業で使っていた場所、芝生の場所があるじゃない。何か公園。
教育部長	ふるじま公園。
4 番委員	宜保公園ですか。向こうは体育の授業でも部活動でも使っていたりしていましたけれども、ちょうどとよみ教室のところに、子供たちは向こうでウォーキングをやったりとか、サッカーをしたりしましたけれども、そういうところはどうなんでしょうか。
教育部長	ハンドボールとか別の部活でも使用しています。
4 番委員	その辺も全く使えないわけではないですね。
教育部長	ただ、ボール競技ですから、ハンドボールよりサッカーボールは多分飛んでいくはずなので、対策は必要になります。周辺の対策とか。
4 番委員	その辺、1 番委員がおっしゃったように、練習場所を、大変でしょうけれども、もっともっと検討してみて、探してみて、子供たちに大きな不利益がないように努力をしていっていただけたらと私も思いますし。
教育長	2 番委員、どうぞ。
2 番委員	私の聞き違いだったらごめんなさい。先ほど、市長から、この件、練習場については豊中の保護者に説明をして、保護者は納得したような話をしていたけど、私の聞き違いですかね。
教育長	私はその場におりました。ですから、一定の理解がされているというふうに私自身は認識しております。ただ、ある人からすると、一定の理解はしているけど、全部了解したことではないんだということを言う人もいました。ですから全く理解していないということではないですから、きちんと説明しにいて、市長自ら行ってそういう説明をしていますので、そういう内容についてしっかりやられていると認識していたと思います。ちなみに、与根サッカー場は1 万平米あります。今あるところが1 万平米。そして、仮に区画整理事業が推進されて、道路として切れたとしても、1 万平米と、これ野球場の仮処分の付保留地があるので、1 万平米は軽く残りますね。そばに、5,000平米ぐらい、ちょっと離れるのですが、今も1 万平米あるし、あと1 万平米は確保できる。長嶺城公園

	も約1万平米に近い面積の確保ということでの要望、サッカー場の代替施設ということでの流れが明記されています。
4番委員	子供たちのが大きな不利益を被らないように、最大限の努力を今後もやっていくということですよ。
2番委員	いいですか。
教育長	どうぞ、2番委員。
2番委員	行き着くところはこの辺じゃないかなと思うんですよ。これが、100%の練習確保、これまでどおりできるかと。これできないと言うのであれば、さらに代わりの案が出るか、または少し もらうか、そこら辺だと思うのですが、この辺は100%賛成、反対ということではないんじゃないか、難しいのかなと思いますよね。沖縄成長産業、発展しそうだから、それもとても大事だなと。今後の豊見城市の活性化、そしてひいては未来の子供たちの大きな夢と希望につながっていくのではないのかなと考えたときには、子供たちにとっても非常にいい誘致ではないのかと個人的には思います。だから、子供たちに不利益が被らないように、事務局の皆さんは再度その辺を頑張ってもらって、練習場を確保するという、私も探しますが。私の考えです。
教育長	どうでしょうか。どういう処理がされ、今、協議がまとまらなかったということで終わってよろしいですか。今、ちょっと気になるのは、後処理の問題が残るので。
4番委員	処理？ はい。この議案をどう扱ったかという感じになりますね。私はこういう意見を出しましたので、私の意見です。
2番委員	そうですね。議決を取るわけではなくて、お互いの意見を出し合っ、それをどうまとめるかですよ。反対か、議決とるのは簡単だけど、そうじゃないとなると意見を出すしかないですよ。私の考えはこうです。それで事務局でまとめてもらわないと。それができないのであれば、多数決ではないけど、何ていうのかな、決定するような決か、議決か、取らないといけないと思うんだけど。教育長が言われたように、合議制ということだから、それでいいんじゃないですか。
教育長	合議制ということなので、全員の意見の一致がなかったので、今回は決定しませんでした。しかし、後の対策については、今後とも引き続き検討して、毎月の定例教育委員会の中で議論をするという内容になりますけど、いいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	今の話ではそういう結論ですよ。
4番委員	議決をしないんだから、こんな意見がありましたというふうにまとめ

	たほうがいいのではないですか。
教育長	その前に、私が言いたかったのは、教育委員会は合議制が柱なので、合議制の中で、4番委員の意見、2番委員の意見、1番委員の意見、こういうのがあって、こういう意見があってまとまりませんでしたという内容で閉めていいですか。閉め方をお互い確認しておかないと、あとで誤解が生まれるので。そういう方向でいいですか。
2番委員	いいんですけど、練習場の確保については、もう少し検討して探すという条件つきで。
1番委員	期間の問題だと思うんですよ。中学校は3年間しかないの。できなくなった中学生がほとんど練習できないとか、そういうのが一番怖いとか、やはりサッカーが好きな人は好きだろうし、目指すところがプロだったり、別の話になってしまう。させてあげる環境をつくるのも教育委員会、私たちの仕事ではないかなと思ったりもするので、誘致の事業についてはとても素晴らしいことだと思います。市の中の発展途上として、友愛医療センターの隣に、また場所も、毎朝、奥さんを送っているのですが、友愛医療センターにいるんですけども、3か月毎日見ているのですが、確かにとてもいい場所で、物流事業の区画の整理ということは素晴らしい場所だとは思っているのですが、それとこれとは話は別かなと思ったりもします。だから、できる環境を整えてあげてからの廃止についてということでも、僕は遅くはないのかなと思ってはいます。僕の意見では。そういうわけにはいかないという事情も分かった上での僕の意見です。ちょっと発表しました。
教育長	すみません、私のほうで確認をお願いします。2番委員、4番委員、1番委員、3人の意見が一致しなかった。教育委員会は合議制なので、意見の一致ができなかったので議決はしない、というまとめでいいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
2番委員	いいと思います。議決はしないけど、次また検討するということですよ、議題として。
教育長	これは残しましょうね……、どうぞ。
教育総務課長	会議規則上は、論旨が尽きたときに採決をすることになっています。今回、論旨が尽きたとき、採決をするとき、そういう位置づけになっております。もう一つ気になるのは、今回欠席委員がいらっしゃるところも少し大きいかなと思います。ここの部分も考慮すべき内容かなと。そういう意味では、欠席委員のご意見が踏まえられて、たしか事情があって欠席されているということでありましてけれども、今回、この議

	論から申し上げると、かなり重要な案件だという認識があつてしかるべきかなということは、事務局として対応しております。以上です。
2番委員	ということで私はいいと思います。先ほど教育長が言ったように。
教育長	では、議論は今後とも続けていくという形はしっかり取っていきたいということで、確認をします。 次の議案に移ります。日程第9 議案第26号 令和2年度豊見城市育英会特別会計補正予算（第1号）についてであります。事務局の説明をお願いします。
教育総務課長	それでは、育英会の補正予算の今回の説明をさせていただきたいと思っております。議案のほうをご覧くださいと思います。1枚開けていただいて、育英会の特別会計補正予算ということになっています。これは、育英会の特別会計予算というのとは何かということになりますけれども、本市育英会の事業ということで、経済的に困難で、成績優秀で進学を望む方に奨学金を貸与したい。また、生活保護世帯に関しては給付をしたい。また、入学準備金について貸与をしたい、貸したりするような事業を実際展開しているところでございます。その中で、今回補正となっておりますは、当初予算で歳入歳出予算799万7,000円の予算でありましたけれども、去年の歳入について、繰越しが出ておまして、その368万2,000円を増額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,167万9,000円とする補正予算ということになっているところでございます。 この内容でございますけれども、第1表歳入歳出予算補正を見ていただきますと、繰越金ということで、前年度、令和元年度の繰越金が、予算上は5万円を見込んでおりましたが、補正額として368万2,000円、合計が373万2,000円ということになって、歳入合計が1,167万9,000円ということになっております。 次の3ページをお開けください。歳出といたしまして、同じく、歳入が増えましたので、歳出として育英会事業費に対して補正前額769万7,000円、補正額368万2,000円で、1,137万9,000円ということになっております。去年度からの繰越金を今年の予算に反映させていくということで入れてあります。 そのお金をどうするかというところでございますけれども、これにつきましては、細目が、事項別明細書がございます。その4ページをお開けください。
教育長	一番後ろですね。
教育総務課長	一番後ろのページです。このお金を、実際は育英会基金のほうに積み立てていくということになっているところでございます。それにかかる

	補正予算ということになっているところでございます。説明は以上であります。
教育長	ただいま令和2年度豊見城市育英会特別会計補正予算（第1号）について説明がありました。委員の皆様、質疑がありましたら挙手をお願いしたいと思います。確認等でも構いませんので、どうぞ、質問してください。どうぞ、2番委員。
2番委員	今の話は、繰越金をどうするかということですか。繰越金があるから使えますということ？ 今の。
教育長	課長、もう一度説明を。
教育総務課長	去年の剰余金が生じたので、今年予算に繰り入れる必要があつて、その中で、その予算、歳入を整理した結果、今、実際は必要な額は、現状では799万7,000円ですので、それから余る部分については、基金のうちに積みたいという話です。
教育長	通常、育英会は基金を持っていて、基金から崩して予算を組んでいるんです。そして、この年度が終わりましたら、またこの基金に戻してという作業なのです。ですから、これを使うということではなくて、基金に戻していくという意味での作業です。
教育総務課長	去年度、どうして余ったのかということがございます。これはあとで、議案のところで、今後の育英会の方向のところで詳しく説明したいと思いますけれども、やはり育英会の役割も変わってきているということの中で、このようなことになっているということでご理解いただきたいと思ひます。
教育長	進めてよろしいですか。
	（「はい」と呼ぶ者あり）
教育長	では進めていきます。 日程第10 議案第27号 令和2年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）についてであります。事務局より説明をお願いします。
教育部長	一般会計の補正予算につきましては、複数課にまたがるので、私が一括でご説明を申し上げます。内容については、各課長から回答させますのでよろしくお願ひいたします。 では、第3号……、実は次の議案で第4号という補正予算があるのですが、第3号はコロナ対策の予算で賄われております。第4号は、一般的なもの、要するに通常の業務に必要なもので、これを分けて補正予算が組まれております。 では、まず第3号、3枚めくっていただくと、ここに事項別明細書というのがございます。ございますか。事項別明細書。これの3ページを

	<p>お開きください。下のほうにページ数が打たれております。左上のほうに歳入と書かれております。表の左下のほうに5目教育費国庫補助金がございます。学校保健特別対策事業費補助金ということで、これは文科省からの補助金です。感染症対策マスク等、学習支援等の予算が歳入として入ってくるようになっております。</p> <p>次に歳出の9ページをお開きください。下のほうに9ページと打たれております。左上のほうに10款教育費、1項教育総務費というのがあります。目で、3目学校給食費の中で、施設整備工事費で243万1,000円を計上しております。あと、4目教育振興費の中で、学習者用ネットワーク開設委託料、それから生徒用ネットワーク使用料ということで、予算が組まれております。それからその下のほうの2項小学校費の2目教育振興費につきましては、消耗品費、通信運搬費、通信運搬費というのは、電信電話料金、郵便料金となっております。車輛借上料、備品購入費等については、教育総務課長のほうから、内容について説明させます。次に、同じく、3項中学校費、2目教育振興費についても、同じく一緒でございます。それから10款5項社会教育費でございます。これは中央図書館に係る部分でございます。電子図書を充実させるということで、約3,000テーマぐらい入れていこうということで、システムの導入とシステムの使用料、それから電子書籍使用料、合わせて1,290万円ぐらいの予算がついております。第3号については以上でございます。先ほどの学校の予算について……。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>分かりました。説明させていただきます。補足させていただきます。</p> <p>先ほど、事項別明細のところ、マスク等補助金と、もう一つ、補助名称があったのが確認できたかと思えます。これは、感染症対策のためのマスク等購入支援事業という。文科省の2分の1の補助事業で、学校再開に当たって、アルコール消毒液や体温計、そういったものを整備するために必要な経費ということで、文科省の補助事業として手当がされているものです。これは児童生徒1人当たり340円の単価で計算をするとこの額になっているということになっております。あともう一つ、下のほうに学校再開に伴う感染症対策・学習保障等支援事業、これもすごく名前が似ているところではありますけれども、前者はマスク、消毒液等に限定されている内容です。この補助事業については、同じく2分の1ですが、学校設置者が学校再開に伴って、感染症対策や学習補償等としてこれに支出する場合、備品を、例えばサーモグラフィ、温度を機械で見るようなものを買ったり、遠足等、社会見学に行くときに、バスの3密を避けるために、台数を増やすための車輛借り上げ費であったり、</p>

	必要な消耗品、当然マスクや消毒液の消耗品や、その他のもの、あと給食センターにも少し、今回クーラーの経費を充てているのですが、こういった経費について充てることができるという補助金が計上されておりまして、その経費が、先ほどありました車輛借り上げ費、学校等についての車輛借り上げ費、消耗品費、維持費のほうに充てているということでございます。説明は以上であります。
教育長	次に第4号。
教育部長	一緒にやりますか。すみません。第4号も？
教育長	一つずつやっていきますか。 第3号についてです。質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いします。進めてよろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	進めます。
教育総務課長	すみません、補足説明。先ほど、マスクのほうではない、学校再開に係る感染症対策・学習保障等支援事業は、学区としては座安小以外200万円、座安小学校は規模が少し小そうございまして、それで150万円の割当てということで、その額の、配当が学校の事業に対して補助金ということで充てられているということです。学校からリストを出してもらって、買うべきものの整理をしているところです。
教育長	それでは進めてよろしいでしょうか。
2番委員	一つだけ。
教育長	どうぞ、2番委員。
2番委員	国庫補助金というのは、全国の児童生徒1人当たり340円？
教育長	同一で基準かということです。
教育総務課長	はい、そのとおりです。
教育長	同一の基準。
教育総務課長	市が申請をするときは、340円掛ける児童生徒の数。5月1日時点での数になっております。
2番委員	1年間？
教育総務課長	今回のものについては4月から、今回のこの騒動にかかるまでに必要だったもの、既に使ったものにかかっても充てていいということになっていきますので、本市は、緊急対策でもって第2弾まで、単費も含めて投入していますので、こういった経費に充てるのと、あと学校再開に関してはこれから9月定例会、今回どんどん出てきますので、これについてもリストで上がってきているものについて充てて、購入していくと。今年耐えられる部分について買うように、学校には指示をしております。

2番委員	分かりました。
教育長	それでは、議案第27号 令和2年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）について、決定したいと思いますがよろしいでしょうか。
	（「はい」と呼ぶ者あり）
教育長	ありがとうございます。 続きまして、議案第28号 令和2年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）について説明をお願いします。
教育部長	<p>議案第28号の補正予算の内容でございます。4枚めくっていただいて、下の段に第2表債務負担行為補正という項目がございます。これは（仮称）豊崎中学校基本設計・実施設計に係る委託料を、令和2年度から令和3年度にかけて2億421万5,000円で債務負担行為、後年度でこれだけのお金を使いますということで組んでいたのですが、今回の補正で使えますので、残ったもので補正後が1億8,736万5,000円残るというようになっております。</p> <p>次をめくっていただくと事項別明細書がありますので、そこから説明をします。今のものを説明しますけれども、事項別明細書を開けていただくと、歳入のところです。5ページがあって、下にページを打っていないのですが、これは6ページになります。左上のほうに18款繰入金、2項基金繰入金があります。教育委員会には教育関連施設等整備基金がございます、それから4,000万円繰入れをしております。これは、先ほど言った豊崎中学校の基本設計・実施設計、後で歳出に出てきますけれども、その財源に充てております。</p> <p>では歳出に行きます。これも下のほうにページがないのですが、上のほうが23ページで、下のほうにページ数がないのですが、24ページになります。大丈夫でしょうか。左上、10款教育費、1項教育総務費と書いてるところになります。24ページになります。この欄につきましては、2目事務局費、4目教育振興費の中の費用弁償等については、人件費等々の増減となって、その対応をしているということと、教育振興費の一番下のほうで、減額になっている選手派遣費補助金につきましては、今回のコロナでなかったということで減額になっております。次に25ページを開けていただきますと、3目中学校費で増減の一つは、備品については後で、もし質問があればお答えしたいと思います。その下の委託料でございます。8,029万8,000円。この8,029万8,000円と、先ほど債務負担行為で見た令和3年度1億8,736万5,000円、この2つを合計した総額で基本設計と実施設計が追加費用。契約の条項の中に、請負書は前金払いを30%受け取ることができるという規定がありまして、その3割分の</p>

	<p>8,000万円をここに計上しております。先ほど、基金から入ってきた財源が、左側にいきますと、その他で4,000万円計上されているということでございます。それから下の26ページになりますが、1目社会教育費、これについても人件費等々、それとあとは、青少年国際交流事業、これがなくなりましたので、こういったものが減額されて、次の27ページもこういったものが減額されているということでございます。それから、10款、一番下の1目保健体育総務費でございますが、プールの管理委託料につきまして、基本的にコロナで閉めている。昼間については、基本的には対象ににしない。業者側に責任があるわけではありませんから、ただ夜間、基本的には実際はこの状況で使えませんので、これを業者と協議をしまして、夜間のほうについては、その辺の減額をしていただく必要があるだろうということで、これも減額をしています。私からは以</p>
教育長	<p>ただいま議案第28号 令和2年度豊見城市一般会計補正予算(第4号)についてがありました。委員の質問がありましたら、挙手をお願いしたいと思います。</p>
教育部長	<p>教育長、ちょっとすみません。先ほど、27ページの水泳プールの管理委託料、減額300万円で見たら大きかったので確認したら、夜間のほうは除きますと。実は、本来は5月1日からプールがスタートしているのですが、コロナの間だったので、実際は発注をかけておりませんでした。業者契約がなかったのも、その分も含めて減額をしているということでございます。</p>
教育長	<p>進めてよろしいですか。</p>
4番委員	<p>私はいいです。</p>
教育長	<p>2番委員、進めてよろしいですか。</p>
2番委員	<p>いいと思います。</p>
教育長	<p>それでは、議案第28号 令和2年度豊見城市一般会計補正予算(第4号)について、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。 次に、同意案40号から同意案45号までの、豊見城市市史編集委員の委嘱についてであります。豊見城市市史編集委員の委嘱についての説明をお願いします。</p>
文化課長	<p>文化課長より説明いたします。よろしく申し上げます。 同意案40号から同意案45号まで、6人分の市史編集委員の委嘱につい</p>

ととなっております。全員再任での委嘱となります。まず同意案第40号のほうから、下記の者を豊見城市史編集委員に委嘱したいので、豊見城市市史編集委員会規則第3条の規定に基づき、教育委員会の同意を求めます。第3条の規定が、教育委員会が委嘱するという規定でございます。住所、[redacted]。氏名が[redacted]さん。生年月日が[redacted]。提案理由につきましては、豊見城市市史編集委員会規則第4条に基づく任期満了のため、提案するということになっております。今月、8月31日で現在の任期が満了しますので、再任の委嘱をしたいということとしております。裏の2ページは履歴書です。[redacted]さん、[redacted]でございます、現在も豊見城市市史編集委員会の委員長をなさっております。

続きまして同意案第41号です。住所が[redacted]。氏名が[redacted]さん。[redacted]でございます。同じく任期満了のため提案しております。裏が履歴書になっております。当人は豊見城市の教育委員もなさっております、文化財の保護審議委員会の審議会長も務めておられました。市史編集委員としては平成18年からずっと、これまで務められております。

続きまして同意案第42号です。住所が[redacted]。氏名が[redacted]さん。[redacted]。同じく任期満了のため提案しております。裏が履歴書となっております。[redacted]さんは豊見城市史の移民編の専門部会の部会長も務めておられました。編集委員のほうも平成18年から現在まで務められております。

続きまして同意案第43号。住所が[redacted]。氏名が[redacted]さん。[redacted]。同じく任期満了に伴うために提案となっております。裏の履歴書のほうです。現在、北中城村教育委員会に務めておられます。豊見城市の編集委員として平成6年から市史編集委員をされておられます。[redacted]で[redacted]もされております。

続きまして同意案第44号。住所が[redacted]。氏名が[redacted]さん。生年月日が[redacted]。同じく任期満了による再提案でございます。履歴書のほうですね。[redacted]でございます。最近[redacted]をされております。市史編集委員のほうも前回の平成30年度から務められております。

次に同意案第45号です。住所が[redacted]。[redacted]さん。[redacted]生まれとなっております。同じく任期満了に伴います。履歴書のほうですね。現在の勤め先が、[redacted]で

	<p>■■■■■を担当しております。■■■■■もなさっております。豊見城市の市史編集委員としては平成30年から務められております。以上6人につきまして、再任での委嘱をお願いしたいと思ひまして、同意案として提案しております。よろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま同意案第40号から同意案第45号まで、豊見城市市史編集委員の委嘱について説明がありました。質問がありましたら、委員の皆様、挙手をお願いしたいと思います。ちょっとした確認等でも構わないので、遠慮なくどうぞ。</p>
2番委員	<p>皆さん再任ですね。</p>
文化課長	<p>はい。皆さん再任です。前は7人いらしたのですが、お一人、本人の年齢が高齢ということで辞退がありまして、今回6人を予定しております。規則上は10人以内で組織するという事になっております。</p>
4番委員	<p>これで全員ですかね。ほかにはいないですね。</p>
文化課長	<p>今はいないです。6人です。</p>
4番委員	<p>全員が再任ですか。</p>
文化課長	<p>再任です。</p>
4番委員	<p>任期満了に伴い再任にする。</p>
文化課長	<p>はい。</p>
2番委員	<p>これでいいんじゃないですか。</p>
教育長	<p>それでは進めたいと思ひます。 同意案は、一人ひとり議決を求めることとなりますので、読み上げますので、一人ひとり、各人でオーケーしていくので、同意しますということをお願いします。 同意案第40号、■■■■■委員に同意したいと思ひますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>次に同意案第41号、■■■■■委員に同意したいと思ひますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>同意案第42号、■■■■■委員に同意したいと思ひますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>同意案第43号、■■■■■委員に委嘱したいと思ひますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>

教育長	同意案第44号、 委員、編集委員に委嘱したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第45号、 委員に提案どおり同意したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 続いて日程第13 承認第14号 伊良波小学校校舎増築工事(建築工事)の工事請負変更契約についてであります。事務局より説明をお願いします。
学校施設課長	<p>学校施設課より説明いたします。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは承認第14号について説明いたします。伊良波小学校校舎増築工事(建築工事)の工事請負変更契約についてでございます。提案理由としましては、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定に基づき下記の事案に関し、臨時代理を行ったので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものであります。</p> <p>説明は3ページの専決処分書をお願いします。真ん中の枠のほうで、工事請負契約の変更になっておりますが、金額の変更となります。変更前の金額が、左側の1億7,707万8,000円。変更額、真ん中が変更契約となっておりまして1億……、すみません、間違えていますね。今、1億7,707万8,000円が変更後の額です。真ん中が変更前の額となります。1億6,959万3,600円となっております。増減額としましては、748万4,400円の増額となっております。</p> <p>その変更金額の内容については、5ページの工事設計変更理由書のほうに書いてあります。まず土工工事です。土工事において、残土処分が生じたのですが、その残土処分を公園緑地課と調整して、仮置きをして、後でまた公園緑地課で使うということで、処分費用が減額となっております。それからコンクリート工事につきましては、暑中コンクリート、発注時は通常のコングリートで発注していたのですが、夏場は、暑中コンクリートを使わないといけないという決まりがございますので、暑中コンクリートに変更した内容となっております。3番の金属工事につきましては、これは地下室のタラップですけど、このタラップの手で下りる階段の追加になります。4番のユニット及びその他工事については、今回の増築工事の中に理科教室があるのですが、この理科教室の実験用テーブル、あとパーテーション等の追加を行ったものであります。5番の取り壊し工事につきましては、建物の周りにあった樹木の移植及び撤</p>

	去、あと、もともとあった蝶々園を撤去するとき、そこに樹木の移植を行っております。それにかかった費用となっております。その合計が748万4,000円の増額の内容となります。説明は以上です。
教育長	ただいま承認第14号 伊良波小学校校舎増築工事（建築工事）の工事請負変更契約について説明がありました。質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いしたいと思います。どうぞ、2番委員。
2番委員	1億7,000万円余りの当時の契約で、700万円余りの増、お金が足りないわけですね。この金額というのは多いのですか、少ないのですか。
教育長	課長、工事の最初の契約の考え方から、精算設計の考え方まで説明しないと、2番委員は理解は難しいはず。僕もそう思う。今の説明の内容では。
学校施設課長	通常工事を行う場合は、工事をやりながら、例えば、ここに何かが必要になったというのが、工事をやりながら出てくるんですよ。ここにパーテーションが欲しいとか、ここにこういった机が欲しいというのが、工事をやりながら出てきたものに対して、今、予算措置がされている、既決内でできる部分については追加してあげるという方向で工事を行っております。この金額が、700万円というのが高いか低いかという。これは、この工事の内容によってもっと高く変更する場合もあるし、変更しない場合もありますので、それぞれという形になります。
教育長	部長、どうぞ。
教育部長	まずここに、議決時の契約金額が1億6,959万3,000円とありますよね。最初に、どんなことを設計したらこのぐらいかかるねと発注をかけるんですよ。今言っているように、現場は生き物ですからいろいろなことがあるんですね。ここはこんなのを取りつけたほうがいいよねと。図面にはなかったのが出てきたりして、今回の740万円増額になるのですが、土木の契約の基本的な考え方は、当初請負額の3割以内、それからすると1億7,000万円ぐらだから5,000万円ぐらですか。5,000万円以内であつたら、そのまま随意契約していいんじゃないか。それを超すのであれば、別途工事で発注したほうがいいんじゃないかという考え方があつたりするんですね。これからすると1,000万円いかない。当然、これを分けてしまうと業者が大変なんですね、発注に時間もかかって。だからその業者ちゃんとやってくださいね、というような契約になっております。
4番委員	となると想定内ということですか。
教育部長	大体これぐらいの金額が動きます。
4番委員	動く。こんなに多額のお金がと思ったんだけど、皆さんが、専門がそういうことであれば、致し方ない。

教育長	どうぞ、2番委員。
2番委員	あれやこれやで、材料費がなくなって、工事が遅れているという話をよく聞くものですから、そういう話を。だから1億7,000万円余りの工事、700万円余りの補助というのは、金額的にどうかなと思っているんですけど、想定内ですね。
教育長	進めてよろしいですか。 日程第14 報告第3号 令和2年度入学準備金及び次年度以降の育英会奨学金についてであります。事務局より説明をお願いします。
教育総務課長	教育総務課長から説明させていただきます。 報告案件です。2ページをお開けください。令和2年度入学準備金及び次年度以降の育英会奨学金についてということで、先ほど育英会の特別会計の予算のほうを、補正予算を説明いたしましたけれども、今回、育英会奨学金について、今後見直しをしていきたいということで、教育委員会の先生方にもご説明したいということで、この案件になっております。 現状といたしましては、現在、市の育英会では、入学準備金として30万円、経済的に困窮していて成績が優秀な方について支援をしています。30万円の貸与、これは貸付けですね。奨学金として年36万円。これは県内の専門学校もしくは大学等に行く場合。もしくは年60万円の貸与。これは県外の大学等に行く場合に貸与を行っています。また、生活保護世帯に対しては、給付型奨学金を新入生に対して60万円、これはおおむね30万円が入学金相当、30万円が前期の学費相当ということの考え方ですけれども、あと在学生に関しては30万円、これは前期分ということです。おおむね半期分の給付を行っているという状況です。年々、育英会の奨学金申請が減少しております。これは下の表を見ていただくと、貸与奨学金の新規利用者が右肩下がりで下がっている状況が見てとれると思っております。これは国の高等教育無償化が始まりまして、今後申請が減る、要するに役割を徐々に終えつつあるという考えをしております。一方、入学準備金、これは平成29年度より実施しておりますけれども、これは需要が高くて、大学合格発表の時期から問合せが多くあります。これは、なぜ需要が多いかというと、その他の奨学金については入学後に支給されることになってきます。ただ、入学前にいろいろな物入り、教科書を買ったり、いろいろな準備をしたり、学費を前もって納めたりしないといけない状況がありますので、ここは現行の、既存の奨学金制度ではカバーできていないところから、そういう意味でのニードが膨らんでいます。他の奨学金制度、2番目のものですが、文科省及び

日本学生支援機構が行う高等教育の就学支援新制度では、年収380万円程度までの世帯を対象に授業料（入学金・授業料）の減免と、給付型奨学金の支給を行っております。主にはこれが大きなところですね。また、生活保護世帯で自宅から国公立大学に通学した場合、年額約40万円の給付。これは返さなくていいお金ですね、給付というのは。入学金と授業料を合わせて約80万円の減免を受けることができるということになっています。だからここにある生活保護世帯については、ほぼ学費がかからず大学に行けるような状況が整っている。また、生活保護世帯でなくても、生活保護基準の1.4倍に当たる世帯については、本市の就学援助世帯相当ですけれども、年額12万円の給付、これは返さなくていいお金です。と、約26万円の入学金・授業料の減免を受けることができるということに、現状としてなっています。これは他の制度も利用する中でできるということです。

本市の育英会、これは特別会計になっております基金4,000万円弱があります。そのうち2,000万円は、奨学金制度が始まった大本は、城趾公園を買収した岩崎産業さんが2,000万円の寄附をしたことで始まっています。これは運用しながら2,000万円を維持してくださいという約束でいただいておりますので、4,000万円ありますけれども、給付等に使えるのは2,000万円弱ということになっております。これをまずなくしていくことになると、岩崎産業に返していくということが必要になってくるかなということです。今後、市長施策の中でこども未来基金等が予定されております。検討を進めていますけれども、そういったことも含めながら、基金の方法を視野に入れながら検討を進める必要があるかと思っています。

では今後、どのようにしていくかというところであります。今年度、令和2年度につきましては、生活保護世帯から進学した後、日本学生支援機構に申し込んでいる学生に対して、教科書等修学に必要な物資準備のため、入学準備金相当である30万円の給付を検討しようと考えています。今回、9月の補正では入れておりませんが、12月も含めてこれから検討したいと思っています。支援機構に申し込んでいない学生には、本市の給付事業を活用していただいて、60万円の給付を続けていきたいと思っています。次年度以降であります。授業料としての貸与奨学金の新規受付も減っておりますので、原則廃止をしたいと思っています。それで、原資につきましては、入学準備金の貸与に対応していきたいと思っています。物価高騰等の影響も考慮しまして、必要な額をもう一回計算し直しまして、増額、例えば30万円を60万円にするなどの貸付金額の

	<p>増額を含めて検討していきたいと思っています。増額対応については、規則改正、予算の補正が必要になってまいりますので、年度内に規則改正を行って、次年度以降の対応としていきたいと考えております。また、給付奨学金の対象拡大を検討する必要がある。これは当然生活保護世帯ではなくて、それ以外の世帯にも支援が必要ではないかという声も議会の中からは出ておりますけれども、国の支援制度が修学援助対象世帯等をカバーしていることから、対象の金額については慎重に検討……、慎重というのは、先ほど基金額が2,000万円で使える額、これは給付、返還が要らないものになってくると、これは徐々に減っていくこととなりますので、ここについては今後検討していきたいと思っています。取組スケジュールはこのような図のとおりで進めていきたい。いずれにいたしましても、貸与の方向性を縮小して、入学準備金の貸し付け、もしくは生活困窮者世帯に対する入学準備金相当額の給付、返還を要さないお金の検討を今後進めていくという方向性でいきたいと思っています。説明は以上であります。</p>
教育長	<p>この方は報告事項ですので、また次にでも、何かありましたら質問のほうはしていただければ助かります。</p>
4番委員	<p>了解です。</p>
教育長	<p>それでは、次の定例教育委員会の日程。</p>
教育総務課総務班長	<p>次の定例教育委員会の日程ですが、9月の市議会定例会の開催月になっておりますので、市議会定例会の日程を確認したところ、定例教育委員会を開ける日が9月23日水曜日、13時30分からの日程しか取れなくて、大変申し訳ございません、この日程でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
教育長	<p>以上をもちまして、第11回定例教育委員会の全日程を終了いたします。大変ご苦労さまでした。</p>
各教育委員	<p>お疲れさまでした。</p>
教育長	<p>改めまして、議案送付が遅れたことを、改めておわびをいたします。大変申し訳ありませんでした。</p>

(署名欄)

教育長 照屋 堅二

教育委員 安里 基

1



1 2 3 4